

令和5年度

旭川農業水利事業

大戸川頭首工導水路その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

## 第1章 総 則

旭川農業水利事業大戸川頭首工導水路その他工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1 目 的

本工事は、旭川土地改良事業計画に基づき大戸川頭首工導水路の新設及び附帯施設の整備を行うものである。

### 2 工事場所

秋田県横手市百万刈地内

### 3 工事概要

本工事は、大戸川頭首工導水路の新設及び附帯施設の整備を行うものであり、概要は次のとおりである。

#### (1) 大戸川頭首工導水路

導水路

施工延長	L=17.49m
施工始点	測点 No. 2+18.03
施工終点	測点 No. 2+35.52

[内訳]

導水路工	L=17.49m	
	ボックスカルバート	B2600×H1000 L=17.49m
堤脚水路工	L=12.0m	
水路復旧工	一式	
原形復旧工	一式	
仮設工	一式	

#### (2) 附帯工

場内整備

[内訳]

侵入防止工	一式
転落防止工	一式
車両防護工	一式

### 4 工事数量

「別紙－1 工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等80日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

### 2 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置するものとし、氏

名等については、別に通知する。

### 3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和5年6月30日から令和5年12月15日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和5年6月29日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

## 第4章 現場条件

### 1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

### 2 第三者に対する措置

#### (1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

#### (2) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに、一般交通に支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

#### (3) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とし、別紙-2の位置に配置するものとする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無
県道横手大森大内線出入口箇所	1名/日	昼間	無

#### (4) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置

し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

#### (5) 濁水処理対策

受注者は、地盤改良後の排水処理について、濁水処理対策の要否を確認するための水質試験（pH）を実施し、結果を監督職員へ報告しなければならない。なお、試験の方法、時期等については、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

水質試験の結果、濁水処理対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

### 3 関係機関との調整

工事の実施にあたっては、共通仕様書第1節1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

## 第5章 指定仮設

### 1 工事用道路等

#### (1) 工事用道路

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。

なお、工事期間中は受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (2) 仮設盛土材

工事用道路等に使用する盛土材は、次項に示す土砂仮置き場から搬入出する。

### 2 土砂仮置き場

#### (1) 土砂仮置き場は、図面に示す箇所とし、その名称に搬出入するものとする。

名 称	地先名	搬出 予定量	搬入 予定量	摘 要
大戸川土砂 仮置き場	秋田県横手市百万刈地内	160m <sup>3</sup>	140m <sup>3</sup>	

#### (2) 仮設盛土材は搬入、敷均しすること。

### 3 建設発生土受入地

#### (1) 建設発生土受入地は、次に示す箇所とし、その名称に搬出するものとする。

名 称	地先名	搬出予定量	摘 要
渡部工業（有）	秋田県横手市上片倉	940m <sup>3</sup>	

#### (2) 本建設発生土受入地への処分方法は、搬入までとする。

### 4 水替工

#### (1) 工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

区間	排水区分	排水量	箇所数	備考
床掘部	常時排水	Qmax=0~6m <sup>3</sup> /h	1箇所	水路施工時

#### (2) 水替工における排水先は監督職員の指示によるものとし、事前に水量の測定を行って確認するとともに、これらの状況写真を撮影し監督職員に提出するものとする。

#### (3) サイドドレーン、目地部等からの湧水の対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

## 第6章 工事用地等

### 1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別紙－3工事用地図」に示すとおりである。

### 2 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用に当たっては、「別紙－4 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保を予定している工事用地等は、工事施工に先立ち、監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還するには立会わなければならない。

(3) 工事用地等のうち、農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。

#### (4) 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について、事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打合せのうえ、引照杭等を設けた上で撤去し、工事終了後復元するものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### 1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

#### (1) コンクリート二次製品

ア ボックスカルバート 全国ボックスカルバート協会規格

イ 組立型マンホール 全国ユニホール工業会規格

#### (2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

SD295 D13

#### (3) 石材

洗い砂利 25mm以下

#### (4) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	摘要
鉄筋 コンクリート	21	12	25	55%以下	BB	巻立コンクリート
無筋 コンクリート	18	8	25	65%以下	BB	均しコンクリート

無筋 コンクリート	18	8	40	65%以下	BB	法留めコン クリート
--------------	----	---	----	-------	----	---------------

## 2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート二次製品	製作図・試験成績書・構造計算書
目地材類	試験成績書
コンクリート	配合設計書・試験成績書
ウィープホール	カタログ・試験成績書
土木シート	試験成績書
侵入防止柵	カタログ
転落防止柵	カタログ
ガードレール	カタログ

## 3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、原則として使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検 査 項 目	備 考
ボックスカルバート	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査

## 4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板（仮設材）	t22×1524×6096	秋田県横手市

# 第9章 施工

## 1 一般事項

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

## 2 再生資源等の利用

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生

資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。  
 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート殻	(株)大屋産業	横手市外目字壇森 44-12	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラ(土木シート)	五十嵐建設(株)産業廃棄物中間処理場	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2	8時～17時	再資源化施設業者

### 4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1) 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

### 5 土工

#### (1) 掘削

- ア 掘削土は、改良土埋戻材に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出する計画であるが、締固め試験等を行い流用の可否について監督職員の確認を得なければならない。
- イ 流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。

- ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれが認められる場合は速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

- ア 本工事における埋戻及び盛土の材料は、流用土及び過年度工事仮置き土を使用するものとする。
- イ 埋戻しは、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。施工幅を確保できず、施工方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

6 地盤改良工

(1) 施工範囲

堤脚水路サイホン部については、図面に示す範囲までとし、セメント系改良材による地盤改良を行なうものとする。

(2) 施工計画書

着手前に詳細な施工計画書を作成のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 改良工法

改良工法は、堤脚水路サイホン部については、表層混合（バックホウ混合）方式とする。また、下流導水路基礎部埋戻については改良土を使用するものとする。

(4) 固化材料

固化材料は、堤脚水路サイホン部については、セメント系固化材（一般軟弱土用）とする。

(5) 改良強度及び添加量

改良材投入量は、着工前に現地土による室内配合試験を行い監督職員の承諾を得るものとする。なお、設計時の添加量及び強度は次のとおりであるが、試験結果により、監督職員と協議のうえ設計変更を行うものとする。

施 工 場 所	現場改良目標 一軸圧縮強度 ( $\sigma_{28}$ )	添加量	備 考
堤脚水路サイホン部	qu=160kN/m <sup>2</sup>	150kg/m <sup>3</sup>	

(6) 区割り

区割りは、現場及び地形・地質条件等の確認を行い、監督職員と協議のうえ、区割りを決定するものとする。

(7) 攪拌混合

攪拌混合は、所定の深さまで、また改良土が均一になるまで入念に行わなければならない。混合の確認は、混合深、混合状況の良否について行うものとし、混合にむらが生じた場合は再度攪拌混合を行い、均一化を図るものとする。

(8) 不陸整正

攪拌混合後の改良面に雨水等が溜まらないよう整形を行うものとし、必要に応じて表面排水用の素堀り側溝等の対策をとるものとし、実施する場合には監督職員と協議したうえで実施するものとする。

(9) 改良後の盛り上がり

地盤改良基面は図面に示すとおりであるが、攪拌混合後の地盤改良基面に過不足分が生



じた場合は監督職員と協議するものとする。

## 7 暗渠工

- (1) プレキャストボックスカルバートの施工に当たっては、事前に割付図及び構造計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意し、高さの調整は原則としてモルタル等で行うものとする。
- (3) プレキャストボックスカルバートの直線部調整による製品最小長さは $L=1.0m$ 程度とする。  
既設構造物との取り合いにより、施工延長の変更を要する場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 8 構造物撤去工

- (1) コンクリート構造物の取壊しにあたっては、取壊し前に不可視部等を含めて寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。  
なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 工事施工上の支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立ち会いを求め、現地確認を実施した上で事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員の了解の上撤去するものとする。

## 9 侵入・転落防止柵設置工

侵入防止柵及び転落防止柵は図面に示す区間に施工するものとするが、現地に合致しない場合は監督職員と協議するものとする。また、事前に割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。また、基礎碎石は丁寧に敷均し、十分に締固めるものとする。

## 10 耕地復旧工

- (1) 畦畔復旧は、図面に示すとおり畔塗りをを行うものとする。
- (2) 耕地の復旧に当たっては、不陸の無いように整地するものとする。
- (3) 耕地復旧完了後は、地権者と現地確認を行うものとする。

## 11 その他

土木シート撤去の際は、耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとする。

## 第10章 施工管理

### 1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

### 2 施工管理

#### (1) 施工管理の追加項目

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとするが、細部については、監督職員と打ち合わせのうえ実施するものとする。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 3 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

対象工種	対象工法	配合設計段階 検体数	施工後段階 検体数	備考
基礎工	表層混合処理工法	1検体	1検体	

### 4 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

#### （１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### （２）機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL ([https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関する事項は、次のとおりである。

- 1 土質状況等により構造及び工法を変更した場合。
- 2 転石の出現。
- 3 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現。
- 4 現場状況、気象状況等により構造及び工法を変更する必要がある場合。
- 5 工事用材料の規格及び品質に変更が生じた場合。
- 6 排水量、排水箇所、排水区分に変更が生じた場合。
- 7 歩掛調査等を監督職員が指示した場合。
- 8 周辺構造物に影響が発生、又はそのおそれが認められる場合。
- 9 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合。
- 10 除雪の必要が生じた場合。
- 11 遠隔確認の試行を行う場合。
- 12 関係機関や第三者との協議結果により施工計画等に変更が生じた場合。
- 13 田面の沈下状況により、表土補充が必要となった場合。
- 14 耕地復旧において、石礫等除去が必要となった場合。
- 15 架空線の防護措置における架空線管設置が必要となった場合。
- 16 その他両者協議の上、必要と認めた場合。

### 第12章 その他

#### 1 契約後VE提案

##### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

##### (2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - (イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
  - (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は、類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- (3) VE 提案書の提出
- ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6-1~4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
    - (ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
    - (イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
    - (ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
    - (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
    - (オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
    - (カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
  - イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
    - (ア) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
  - ウ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE 提案の適否等
- ア 発注者は VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
  - イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
  - ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
  - エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
  - オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。
  - カ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しない。
  - キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
  - ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) VE 提案書の使用

受注者のV E提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

3 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

5 ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。

ただし、原則として閉庁日を除く。

6 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更す

ることができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

### (1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

### (2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

### (3) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の

- 通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。
- (4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 8 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア（ア）～（カ）の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

### ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

### イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

## 9 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

## 10 週休2日による施工



(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の定時を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 現場の閉所状況

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
	現場閉所率 28.5%（8日/28日） 以上	現場閉所率 25%（7日/28日） 以上28.5%未満	現場閉所率 21.4%（6日/28日） 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区 分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設 置	1.04	1.03	1.01
	撤 去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設 置	1.01	1.01	1.00
	撤 去	1.05	1.03	1.01

11 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙-5に示す「4 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。

若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。  
 その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。  
 その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1.2

### 13 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

### 14 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- (1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について  
受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 感染拡大防止対策に係る費用の計上  
受注者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。
  - ア 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
  - イ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
  - ウ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
  - エ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

### 15 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

### 16 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖

離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

### 第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 土工				
(1)作業土工				
床掘り		式	1	
埋戻		式	1	
基面整正		m <sup>2</sup>	50	
(2)地盤改良				
表層混合処理工	堤脚水路サイホン部 (添加量150kg/m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	36	
(3)作業残土処理工				
土砂等運搬		m <sup>3</sup>	940	
作業残土処理		m <sup>3</sup>	940	
2 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	7.2	
殻運搬・処理	有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	7.2	
(2)構造物撤去工				
鉄筋コンクリートフリューム	B400×H500	m	4.8	
大型フリューム	B2600×H1000	m	7.0	
3 堤脚水路設置工				
(1)接続柵据付工	3号接続柵			
接続柵据付工	基礎ブロック下段 1800×1800×H1200、T-25	基	1	
接続柵据付工	基礎ブロック上段 1800×1800×H1500、T-25	基	1	
接続柵据付工	頂版ブロック 1800×1800×H1500、T-25	基	1	
無収縮モルタル		kg	162	
タラップ	φ19@300-塩ビ樹脂	個	12	
水抜き管	塩ビ管 VU φ200	m	3.0	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート	21-12-25	m3	0.2	
型枠		式	1	
鉄筋	SD295、D13	ton	0.003	
マンホール蓋	φ900、T-25	枚	1	
均しコンクリート	18-8-25	m3	0.3	
型枠		式	1	
(2)接続柵設置工	4号接続柵			
接続柵据付工	基礎ブロック下段 1800×1800×H1200、T-25	基	1	
接続柵据付工	基礎ブロック上段 1800×1800×H1500、T-25	基	1	
接続柵据付工	頂版ブロック 1800×1800×H1500、T-25	基	1	
タラップ	φ190×300-塩ビ樹脂	個	12	
マンホール蓋	φ900	枚	1	
均しコンクリート	18-8-25	m3	0.3	
型枠		式	1	
(3)暗渠設置工	接続柵間及び暗渠部			
ボックスカルバート設置	B1000×H1000、T-25	m	6.4	
ボックスカルバート設置	B1000×H1200、T-25	m	2.0	
均しコンクリート	18-8-25	m3	0.1	
型枠		式	1	
4 沈砂池下流導水路				
(1)導水路設置工				
導水路設置工	B2600×H1000、T-25	m	17.5	
サイドドレーン	洗砂利 25mm以下	m	17.5	
ウィープホール		箇所	12	
均しコンクリート	18-8-25	m3	2.8	



## 工 事 数 量 表

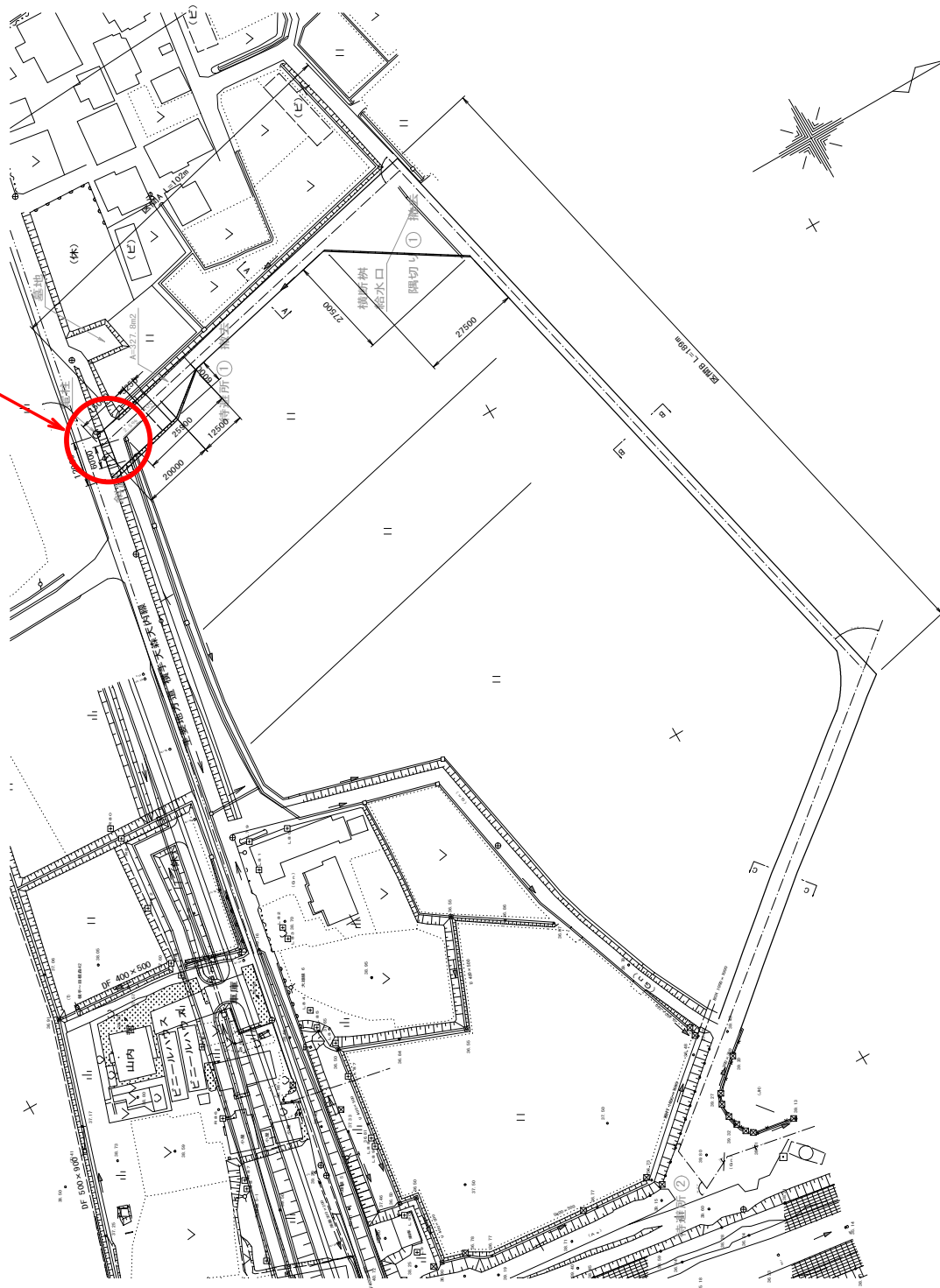
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠		式	1	
5 水路復旧工				
(1)水路復旧工				
鉄筋コンクリートフリューム	B400×H500	m	4.8	
大型フリューム	B2600×H1000	m	7.0	
6 場内整備工				
(1)侵入防止工				
侵入防止工 (標準タイプ)	H=1.8m	m	130.0	
法留めコンクリート	18-8-40 BB	m <sup>3</sup>	1.5	
型枠		式	1	
(2)転落防止工				
転落防止柵 (標準タイプ)	H=1.1m	m	113.0	
転落防止柵 (脱着タイプ)	H=1.1m	m	10.0	
転落防止柵 (受金物タイプ)	H=1.1m	m	7.8	
転落防止柵 (片開き門扉)	H=1.1m	m	1.0	
(3)車両防護工				
ガードレール	Gr-C2-3E	m	38.0	
7 原形復旧工				
耕地復旧		m <sup>2</sup>	123	耕起復旧
畦畔復旧		m	7.0	
8 仮設工				
(1)仮設道路工				
安定シート		m <sup>2</sup>	390	
積込 (ルーズ)		m <sup>3</sup>	160	
土砂等運搬		m <sup>3</sup>	160	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
路体（築堤）盛土・埋戻		m <sup>3</sup>	140	
掘削		m <sup>3</sup>	140	
土砂等運搬		m <sup>3</sup>	140	
整地		m <sup>3</sup>	140	
敷鉄板		m <sup>2</sup>	2,774	
(2)排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0m <sup>3</sup> /h以上～6 m <sup>3</sup> /h未満	箇所	1	
(3)安全費				
交通誘導警備員		人	29	
9 その他				
(1)運搬費				
仮設材輸送		式	1	
(2)技術管理費				
六価クロム溶出試験		検体	2	

交通誘導員配置位置

位置図 S=1:600

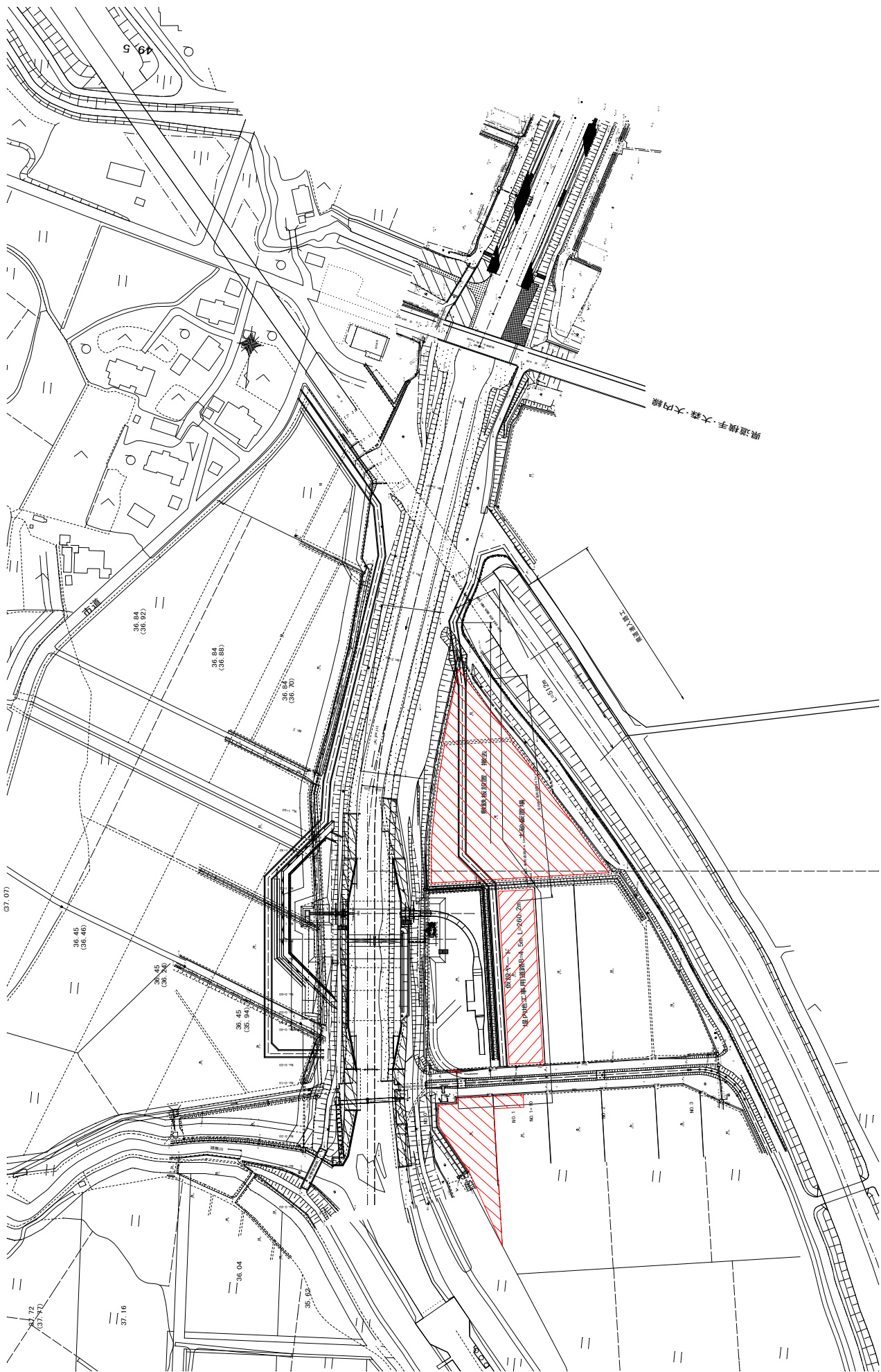




工事用地図

S=1:1000

発注者が確保している用地





## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。  
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。  
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。  
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
  - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
  - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
  - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。



